

資材不足等による工期延長への対応

建設資材の不足を原因とした工事の遅れが生じる場合の対応として、東北地整では、適切な工期延長への対応や余裕期間の設定等の措置を講じているところ。

①適切な工期延長対応（H23年6月～）

- 建設資材や建設機械等の調達・納入の遅延や施工体制の確保によって工程に影響が生じる場合には、工事の一時中止や工期延長についての協議に応じることを、現場説明事項書等に条件明示。
- 建設資材の調達遅延を含め、受注者の責によらない事由で、工事の一時中止をかけた場合は、積算基準に基づき契約額の変更を行うことが可能。

②余裕期間の設定（H25年1月～）

- 受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、3県においては、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うための余裕期間を設定。
- 余裕期間は、実工事期間の30%を超えず、かつ3ヶ月を超えない範囲で設定。
- 余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工事に着手できる。

実工事期間の30%かつ3ヶ月
を超えない範囲で設定

工事準備
(30日以内)

工事

後片付け

余裕期間

実工事期間
(実際に工事を施工するために要する期間で、準備期間と後片付け期間を含めた期間)